

新契約取扱規定改定資料 (変額保険（V2）への変換・定期後加入）

2026年7月

SOMPOひまわり生命保険株式会社

目次

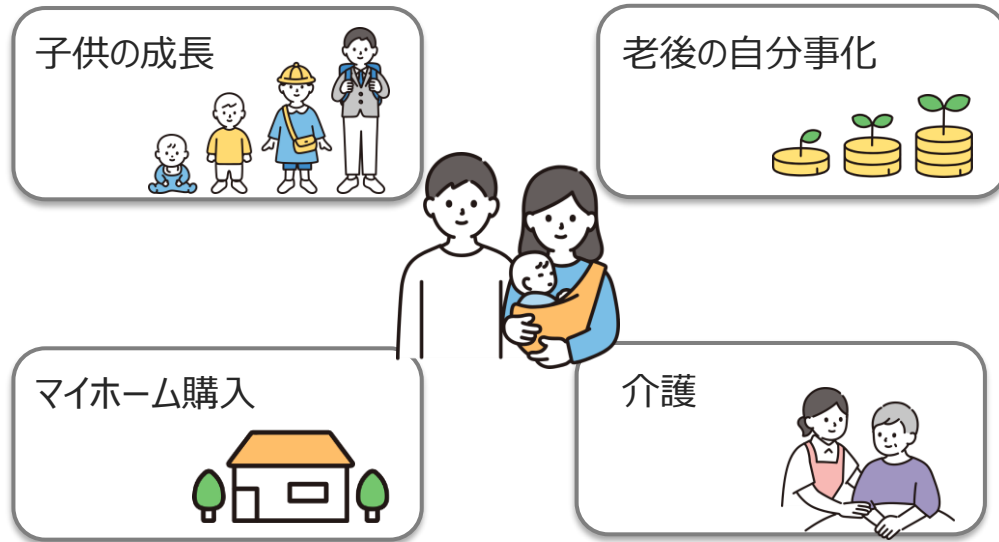
1. 既契約アフターフォローの重要性
2. 変換規定改定により実現すること
3. 変額保険：変換取扱い時の留意点（コンプライアンス・適合性確認）
4. 新契約取扱規定の改定
5. 申込手続きにおける注意点
6. 保全手続きにおける注意点
7. 事務取扱における留意点

1. 既契約アフターフォローの重要性

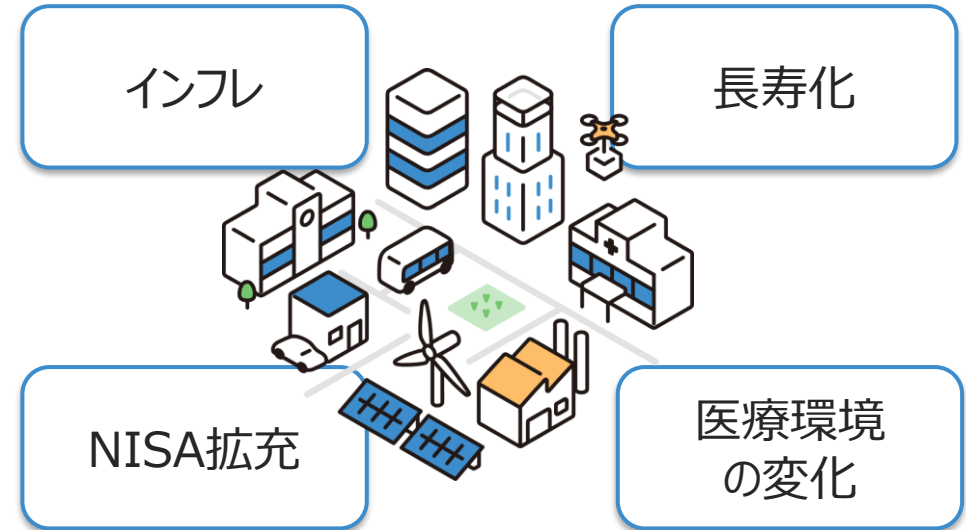
既存顧客のライフステージの変化にあわせて、適切な保障を提案することは重要な役割です。
特に近年は、インフレ、NISA拡充により顧客の老後資産形成へのニーズも顕在化しています。

時間経過により発生する環境変化

内部環境の変化



外部環境の変化



ライフステージや世の中の動向により顧客ニーズは変化します。
その時々にあったアフターフォローが重要です。

1. 既契約アフターフォローにおける課題

3つの不の一つである老後資産形成のリスクに対する情報提供を行うことは我々の責務であり今後もこの方針は変わりません。代理店にとっても、変額保険をきっかけに顧客関係性を強化することは重要な営業課題です。一方で、体況により加入できないことによる関係悪化を恐れるあまり、真に必要な情報提供ができていないことも想定されます。

既契約アフターフォロー（情報提供）における理想と現状

あるべき姿



すべての方に情報提供

現状



“この人は持病あるので、加入できなさそうだな…”

“加入できなかったら関係悪化につながるな”

老後資産形成リスクは多くの方が抱える課題であり、すべてのお客さまに情報提供することが理想です。

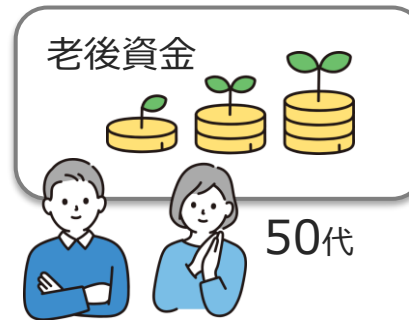
2. 変換規定改定により実現すること

変換であれば告知・診査が不要なため、これまで体況を理由に変額保険への情報提供を躊躇していた層にもアプローチが可能です。

ライフステージが変わった顧客に対して、ニーズにあった提案が可能です。

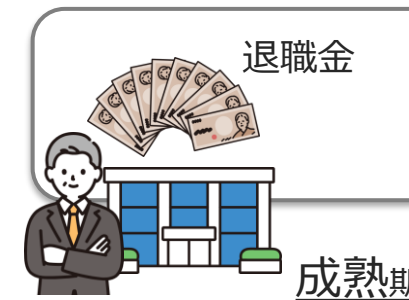
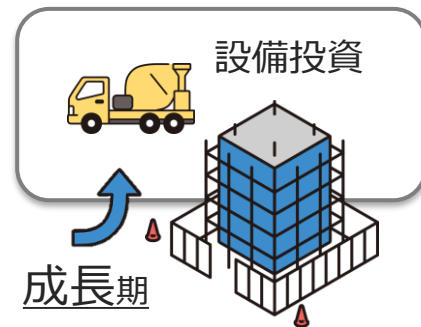
顧客のライフスタイルごとのニーズ変化の例

個人



子育てがひと段落し、
死亡保障から資産形成へニーズが移行

法人



資金繰りが安定し、債務も減少、
借入金対策から退職金準備へ移行

変換後の契約で変額保険を選べることで、
より多くのニーズにこたえることができます。

3. 変額取扱い時の留意点①（コンプライアンス）

⚠️【重要】不当な乗換契約の防止とお客さまへの説明義務

生命保険契約の乗換（現在の契約を解約・減額し、新たな契約に加入すること）においては、お客さまが思わぬ不利益を被るリスクがあります。「ご契約に際しての重要事項（契約概要・注意喚起情報）」等を使用し、乗換契約の不利益事項を説明してください。

📉 不利益事項の一例（お客さまへお伝えすべきポイント）

💰 金銭面での不利益リスク

- **解約返戻金が元本割れする可能性** 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、**払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）**よりも少なくなること
- **新契約の保険料が高くなる可能性** 新たなご契約の保険料は、**現在の被保険者の年齢で計算**されるため、以前のご契約時よりも高くなること

🛡️ 保障面での不利益リスク

- **保険金がお支払いできない免責期間の発生** 新たなご契約は、**責任開始日から3年以内の自殺**など、**保険金がお支払いできない場合**が新たに発生します。
- **保障内容が変化する可能性** 新たなご契約の保障内容は、**現在のご契約の保障内容と異なる場合**があること。（例：以前の契約についていた特約がなくなる等）

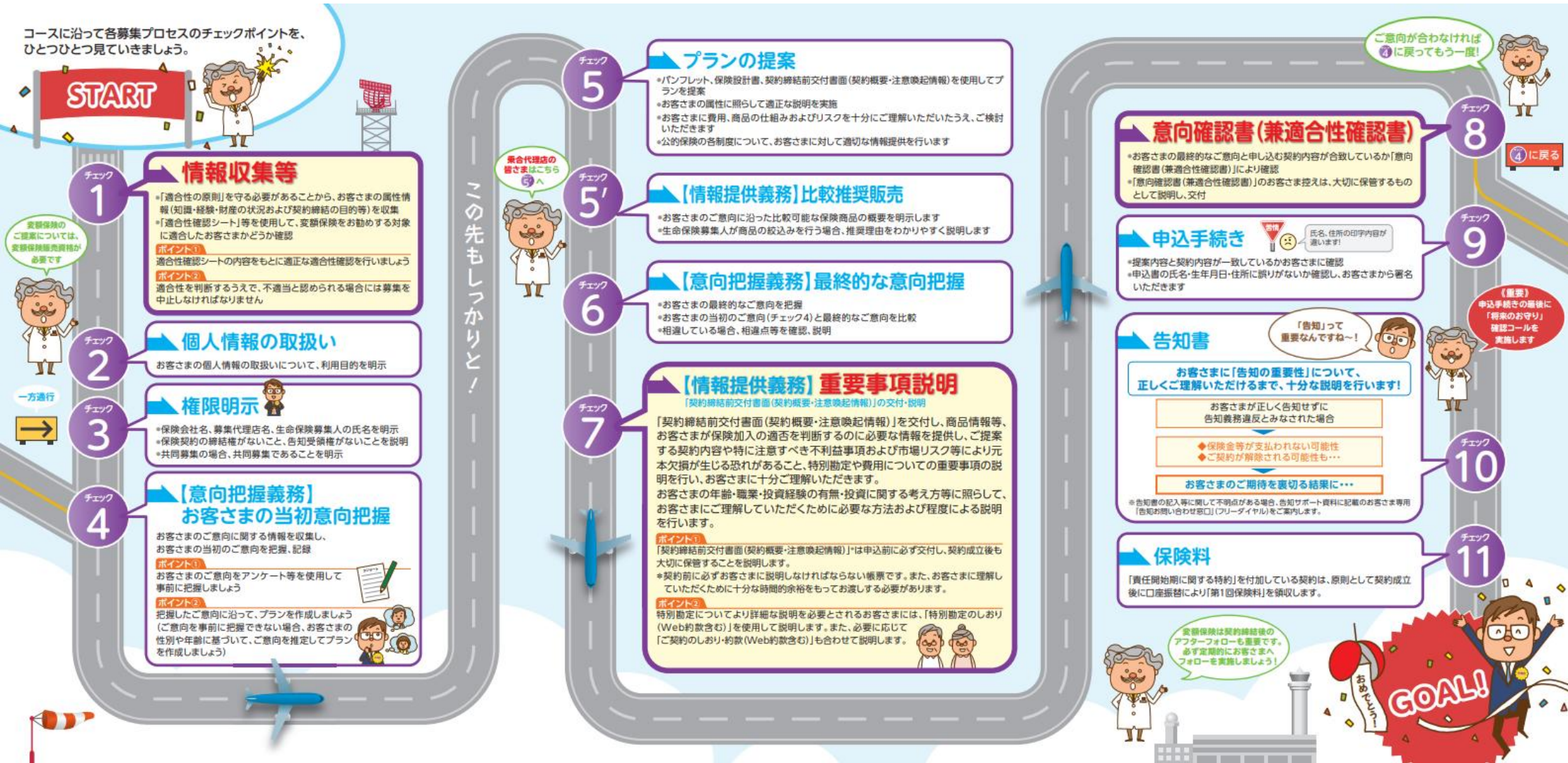
ご注意ください ⚠️

- **現在のご契約の契約日が2010年3月1日以前で、保険料払込方法が「半年払・年払」の場合、すでにお払込みいただいた保険料のうち未経過となる期間の保険料の返金はありません。**

3. 変額取扱い時の留意点②（適合性確認）

- 変換により変額保険（V2）を募集する際にも、原則として以下のSAFETY ROADMAPに基づいた丁寧な説明が求められます。
- 変換であっても、適合性確認は必ず実施してください。

コースに沿って各募集プロセスのチェックポイントを、ひとつひとつ見ていきましょう。



4. 新契約取扱規定の改定

＜取扱可能保険種類＞

※変換前保険種類ごとに取扱条件が異なります。詳細は新契約取扱規定をご確認ください。

＜変換対象契約＞

		変換後契約
		変額保険 (V2)
変換前契約	定期保険	○
	定期保険特約	○
	無解約返戻金型定期保険	○
	低解約返戻金型定期保険	○
	遡増定期保険	○
	遡増定期保険特約(注)	○
	初期災害保障低解約返戻金型遡増定期保険(注)	○
	遡増遡減設計定期保険(注)	○
	遡増遡減設計定期保険特約(注)	○
	特定疾病保障定期保険	○
	無解約返戻金型収入保障保険	○
	収入保障保険(注)	○
	収入保障特約(注)	○
	連生終身保険（自由設計型）（注）	×
	旧連生終身保険(注)	×
	連生収入保障保険(注)	○

＜定期後加入対象契約＞

		後契約
		変額保険 (V2)
前契約	定期保険	○
	低解約返戻金型定期保険	○
	無解約返戻金型定期保険	○
	特定疾病保障定期保険	○
	遡増定期保険	○
	収入保障保険	○
	無解約返戻金型収入保障保険	○
	平準定期保険特約	○



ご注意ください

変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）は変換・定期後加入対象外です！

(注) 現在販売していません。

4. 新契約取扱規定の改定

＜取扱条件＞ (抜粋版)

変換後契約

(ア)変換前契約と変換後契約の被保険者が同一であること

(イ)健康体料率特約、健康ステージを適用する場合の特則を付加していないこと

(ウ)変換前契約に災害死亡特約が付加されている場合、変換後契約の新契約取扱規定を満たし、かつ変換前の特約保険金額以下で、災害死亡特約を付加することができます
ただし、変換前契約が「特約」の場合は、上記にかかわらず付加できません

(エ)変換前契約に付加されている特約に限り付加できます

ただし、以下特約は、変換後契約の新契約取扱規定の範囲内で付加できます

- ・リビング・ニーズ特約
- ・介護前払特約
- ・責任開始期に関する特約*
- ・指定代理請求特約
- ・年金支払特約

※変換後契約が団体扱、集団扱、特別団体扱の場合は付加できません。

(オ)災害死亡特約以外の特約について、変換後の特約保険金額が変換前の特約保険金額以下であること

(カ)特定疾病診断保険料免除特約を付加していないこと

(キ)変額用保険料免除特約を付加していないこと



- ・健康ステージを適用する場合の特則
 - ・変額用保険料免除特約（P免）
- は付加できません。

※詳細は新契約取扱規定をご確認ください。

その他取扱可否の判断に関しては
変換チェックシートもご活用ください！！

【格納先】 ひまわり掲示板：★

5. 申込手続きにおける注意点

2026年8月の運用開始時点ではシステム対応を行っておりません。
お客さまに不利益が発生しないよう、本資料に記載している注意事項を遵守のうえ申込手続きを行ってください。

変額保険（V2）への変換・定期後加入手続きのポイント	
①	申込書作成時の保全同時新契約手続き種類は「 解約新契約 」または「 内容変更新契約 」を選択
②	選択区分は「 医師扱 」を選択
③	取扱者の報告書に「 変額保険（V2）への変換または定期後加入を希望する旨 」を記載
④	変換等に関する確認書 を書面を取り付け
⑤	保全手続きをペーパーレスで実施する場合は「 解約新契約 」、書面で実施する場合は「 変換 」または「 定期後加入 」を選択
⑥	すべての書類に 申込番号 を漏れなく記載

5. 申込手続きにおける注意点

申込事前準備（PL・機械作成申込書）

＜設計画面＞ 保全同時新契約手続き種類について



POINT!

変額保険（V2）の設計時、保全同時新契約手続き種類において「変換（解約）」
「変換（内容変更）」「定期後加入」が選択肢として表示されません。
変換や定期後加入を希望される場合も、「解約新契約」または「内容変更新契約」を選択して
申込手続きを行ってください。

設計画面設計・申込手続き ＞ 申込書情報入力画面 ＞ 変額（V2）

共通事項		代理店分担		変額（V2）	
死亡保険金 受取人	受取人数	分割割合	被保険者との続柄	氏名	性別
	1人目	100 %			
	☐ 2人目				
	☐ 3人目				
	☐ 4人目				
指定代理 請求特約	☒ 付加する ☐ 付加しない				
	指定代理請求人	被保険者との続柄	氏名		
払込経路		COM区分	登録どおり		
責任開始期に関する特約	付加しない	年金支払特約の年金種類			
保険料自動振替貸付		他契約口座の流用	証券番号		
保全同時新契約 手続き種類		団体コード	入力		
		所属コード			
		社員コード			
		質権・ローン区分			
	該当しない				
	解約新契約				
	内容変更新契約				
	解約新契+内容変更新契				

5. 申込手続きにおける注意点

申込事前準備（PL）

＜申込事前準備画面＞ 保全同時新契約

前画面に戻る 申込事前準備 メニュー・ヘルプ

今回のお申込みに、**解約新契約**や**内容変更同時新契約**などの「保全同時新契約」がある場合は、「あり」にチェックのうえ、手続き種類を選択してください。

保全同時新契約の有無

☒ あり ☐ なし

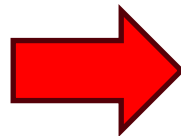
① 今回の申込内容を表示

保険種類		手続き種類の選択			
1 件目	変額保険 (V2)	☐ 該当しない	☒ 解約新契約	☐ 内容変更同時新契約	☐ 解約新契約+内変



POINT!

- ① 保全同時新契約の有無⇒【あり】
- ② 手続き種類の選択⇒【解約新契約】または【内容変更新契約】が選択されていることを確認してください！



前画面に戻る 申込事前準備 メニュー・ヘルプ

解約の手続き方法を選択してください。
また、手続き方法「ペーパーレス解約手続き」を選択した場合は、解約する既契約の証券番号を入力してください。

手続き方法

☒ ペーパーレス解約手続き ☐ 書面での解約手続き

解約新契約の場合は、次の画面で解約の手続き方法を選択する画面が出てきますが、「ペーパーレス解約手続き」「書面での解約手続き」どちらでもお手続き可能です！

※内容変更新契約は「書面での解約手続き」のみ対応可能です。

5. 申込手続きにおける注意点

申込事前準備（PL） ＜申込事前準備画面＞ 選択区分



POINT!

- ① 仮査定⇒【未実施】
 - ② 選択区分⇒【医師扱】
- を必ず選択してください！

＜申込事前準備画面＞ 取扱者の報告事項



POINT!

【その他入力欄】
「変額保険（V2）への変換契約です。」など
変換や定期後加入契約であることが分かる旨を記入してください！

ペーパーレス申込は事前準備にて、本対応まで実施した後、申込手続きは通常通り行ってください。

5. 申込手続きにおける注意点

申込事前準備（PL・機械作成申込書） ＜変換等に関する確認書＞

1466805

保険会社提出用

SOMPOひまわり生命保険株式会社 宛

変換等に関する確認書

普通保険約款または特約条項にもとづき、被保険者選択を受けることなく貴社の他の個人保険契約へ変換または加入[※]するにあたって、以下の事項の説明を受け、その内容を確認のうえ承しました。

すべてのお客さまにご確認いただきたい事項

- <1> 保険期間・払込期間・保険料等を含む保障内容は、変換後契約または後契約の生命保険契約申込書記載の内容となります。
- <2> 変換後契約または後契約の責任開始日以降に生じる保険金・給付金等の支払事由は、変換後契約または後契約の約款の定めによること。
(例) ①2007年4月2日契約日以降、死亡保険金の免責事由が『責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺』へ変更されていること。
②公的医療保険制度によって保険給付の対象とならない手術（視力矯正手術など）や抜歯手術などが支払対象から除かれること。
- <3> 変換等により既契約の解約・減額をともなう場合、下記の不利益事項が生じる可能性があります。
①解約・減額によりお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となるか、まったくないまたはごくわずかな場合もあること。
②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があること。
③変換後契約または後契約の保険料は現在の被保険者の年齢により計算されること。
④変換後契約または後契約の保険料計算の基礎となる予定利率が引き下げられることによって主契約等の保険料が引き上げられる場合があること。

上記とあわせて、医療保険（M1-01）にご加入いただくお客さまにご確認いただきたい事項

- <1> 1回の入院についての支払限度および通算支払限度は、変換前契約と変換後契約で入院日数を通算して計算すること。
- <2> 手術の倍率は、変換後契約の約款に記載された倍率になること。
- <3> 変換前契約に無事故割引特約、新無事故割引特約、医療（08）用無事故割引特約、無事故割引特約が付加されていた場合、変換後契約には無事故割引特約が付加できないため、変換後契約では保険料の割引は適用できないこと。
- <4> 変換前契約に医療（08）用先進医療特約、医療用新先進医療特約が付加されていて、変換後契約に医療用新先進医療特約を付加する場合、通算支払限度は変換前契約と変換後契約で、給付金支払額を通算して計算すること。
- <5> 変換前契約に医療（08）用先進医療特約が付加されていて、変換後契約に医療用新先進医療特約を付加する場合、特約加入日（変換後契約の第一回保険料充当金領収日）より前に医師の診察を受けていた疾病または傷害を直接の原因として特約加入日からその日を含めて1年以内にこの特約の支払事由に該当する先進医療を受けた場合、当該先進医療の給付金の支払は1,000万円限度となること。
- <6> 変換前契約に通院特約、医療（01）用通院特約、新終身医療（01）用通院特約が付加されていて、変換後契約に医療用通院特約を付加する場合、「変換等に関する確認書 別紙」の記載内容となること。

※ 被保険者選択を受けることなく他の個人保険契約へ変換または加入とは、普通保険約款または特約条項に定める「変換」、「他の同種類の保険からの加入に関する特約」、「他の個人保険への加入」、「他の保険種類への加入」等を指します。

令和 年 月 日

保険契約者 <自署>	法人契約書印 契約申込書と同一印	親権者 または 後見人 <自署>
被保険者 <自署>	※保険契約者と同一人の場合、自署不要です。	親権者 または 後見人 <自署>
取扱書記入欄	【帳票使用基準】 変換、定期後加入の場合に 使用します。	申込番号
		営業店受付日
		※後援者

新契約部 20.06
(801987)



POINT!

ペーパーレス申込では「解約新契約」または「内容変更新契約」を選択されているので、変換等に関する確認書が表示されません。別途、書面を取付けて後送してください。

＜格納先＞

ひまわり掲示板（801987）：★



ご注意ください

申込番号は必ず
記載してください！

5. 申込手続きにおける注意点

申込手続き（機械作成申込書） ＜必要書類一覧＞

必要な書類		持参する書類の□にチェックして確認してください。	
必要書類チェック欄		印刷物番号	コメント・通信欄
☒	生命保険契約申込書		
☐	告知書（一般用）	(普通紙) 870606	←印字内容をご契約者にご確認いただください
☐	告知書専用封筒	801259	←被保険者が希望する場合使用します
☐	取扱者の報告書	(普通紙)	
☐	取扱者・会社記入用紙	(普通紙)	
☐	契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報)		←「契約概要」「注意喚起情報」の説明用の冊子です
☐	意向確認書（兼適合性確認書）	891899	
☐	クレジットカード登録シート	(普通紙)	←クレカ情報登録要領（QRコード（R）印字）
☐	クレジットカード払のご案内	802281	←クレカ払ご利用上の注意事項説明資料（契約者用）



POINT!

保険金額に応じて利用可能な
選択区分に必要な帳票が表示されますが
変換の場合は医的資料は不要です。
(例) 告知書（一般用）



ご注意ください

変換等に関する確認書の提出が必要
ですが、必要書類一覧には記載されません。
(解約新契約・内容変更新契約を選択するため)
取得漏れの無いように気を付けてください！

医的選択方法についてのご案内		※表示している医的選択方法は計算基準日時点の通算判定結果です。							
無選択	告知扱	簡易 定健扱	医師扱			健康診断結果通知書扱 (14か月以内)		人間ドック扱	
			診査	診査 +心電図	診査 +心電図 +血液	心電図検査 なし	心電図検査 あり	14か月 以内	3か月 以内
-	○	-	-	-	-	-	-	-	-

6. 保全手続きにおける注意点



POINT!

保全手続きでは、**実施する手続きの種類（ペーパーレスまたは書面）により、保全同時新契約の選択種類が異なります。**

下記の表を参考に正しい保全同時新契約の種類をご選択ください。

新契約手続き	保全手続き	保全時選択内容
ペーパーレス申込	ペーパーレス解約	「解約新契約」
	書面解約	「変換」 または 「定期後加入」
紙申込	書面解約	



ご注意ください

保全が単独処理（保全手続き種類や申込番号の記載漏れ）された場合遡及できない場合があります。

なお、「コールセンターへの解約・内容変更請求書の発送依頼・コール解約・ネット解約」はできません。取扱代理店が異なる場合も同様です。

通算オーバー等により、成立遅延・解約返戻金の支払い遅延へとつながる恐れがありますので、ご注意ください。

7. 事務取扱における留意点

<手続き誤りによる影響>

例	影響
医師扱の選択漏れ	解約新契約等での成立、または後送書類として告知書の到着を待機します。
取扱者の報告書への変換に関する記載漏れ	解約新契約または内容変更新契約として不備発信の可能性があり ます。
変換に関する確認書の取付漏れ	
保全同時新契約の選択漏れ 申込番号記載漏れ	新契約・保全それぞれ単独手続きとして処理される可能性があります。 ※遡及できない可能性があります。

※手続き誤りにより変換や定期後加入と判断できない場合、不備発信まで時間を要する可能性があります。

申込手続き誤りによる成立の遅延や、解約新契約等での誤成立が恒常的にみられるなど、注意事項が遵守されない場合は、取扱いを見直す可能性がございます。
本資料を確認のうえ、適切な申込手続きを行ってください。

